

## 2 障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策について

### (1) 居宅系サービス

#### 【サービスの内容】

サービス	内 容
居宅介護	障害者（身体・知的・精神）と障害児を対象に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。 【区分】 1 以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を要する方のうち、自宅で、食事や排せつなどの身体介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動支援などを総合的に行います。 【区分】 4 以上
行動援護	知的障害や精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護が必要な方に対し、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 【区分】 3 以上
重度障害者等 包括支援	常時介護が必要な障害程度区分 6 の方で、四肢すべてにまひのある寝たきりの方などを対象に、「サービス利用計画」に基づいて、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。 【区分】 6
短期入所	障害者（身体・知的・精神）と障害児を対象に、介護者の病気などのため障害者支援施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 【区分】 1 以上
児童 デイサービス	個別療育や集団療育を行う必要があると認められた児童を対象に、障害児施設などに通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

#### 【現状と課題】

- 障害者の自立した地域生活を支えるために必要なサービスであり、基盤整備を進めてきました。入所者・入院者の地域移行のためにも重要な社会資源ですが、サービス従事者の確保が難しくなっている現状があります。

今後は、引き続き基盤整備を進めるとともに、障害者の状況に応じたサービス提供が十分に行えるように、サービスの質の向上、福祉人材の確保に努める必要があります。

- 利用傾向としては、身体障害者の居宅介護（身体介護）が減少、知的障害者の

居宅介護（身体介護）、精神障害者の居宅介護（家事援助）が増加の傾向にあります。

- また、平成 19 年度まで、行動援護、重度障害者等包括支援の給付実績がありませんでした。これは、支給要件の厳しさや対応できる事業者が育っていないなどの要因がありますが、利用者へのサービスの周知を含め、利用が広がっていくための取り組みをする必要があります。
- 短期入所については、身体障害者・知的障害者・障害児では、介護人の緊急時の対応や家族の介護負担軽減などが主な利用理由となっています。緊急一時保護との併用もされています。  
一方、精神障害者では本人の不調時の利用が多く、これにより不安の解消が図られ、緊急入院や再入院、長期入院の防止に効果を発揮しています。
- 児童デイサービスについては、幼児期では療育、学童期では放課後事業的な要望が強くなっています。

### 【算定の考え方】

- 平成 20 年度の利用実績をもとに、平成 18 年 4 月からの利用の伸びを勘案し、退所者・退院者の利用による増加を見込みました。
- サービス利用者は、知的・精神障害者の増加傾向があります。サービスの総量としては、微増状況と見込んでいます。

### 【サービス見込み量】

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
居宅介護	人/月	620	660	720
	時間/月	14,260	15,180	16,560
重度訪問介護	人/月	103	105	107
	時間/月	35,020	35,700	36,380
行動援護	人/月	2	2	4
	時間/月	60	60	120
重度障害者等包括支援	人/月	2	2	2
	時間/月	868	868	868
短期入所	人/月	103	114	125
	日数/月	845	935	1,025
児童デイサービス	人/月	110	120	120
	日数/月	660	720	720

## 【確保のための方策】

- 障害者の状況に応じた、質の高いサービスを提供するため、サービス提供事業者や従事者に対して研修等を実施し、また、障害者地域自立支援協議会の活用や、事業者が質を高める取り組みを支援します。
- 福祉人材を確保するために、就職面接会の実施や資格取得の支援を行います。
- 利用実績のないサービスについては、サービスの周知等を行い、利用を進めていきます。
- 短期入所の整備については、グループホーム等との併設により拡大を図るとともに、緊急一時施設の増設、機能充実を含めて整備していきます。
- 児童デイサービスについては、(仮称) こども発達支援センターの整備と合わせ充実を図るとともに、法外事業の「幼児教室」の充実、また放課後活動への要望が強いことから、日中一時支援との関係を整理しながら整備していきます。

## (2) 居住系サービス

### 【サービスの内容】

サービス	内 容
施設入所支援	生活介護利用者または自立訓練等を利用している方で、通所が困難な方を対象に、障害者支援施設において、夜間の入浴、排せつ等の介護や日常の相談支援等を行います。 【区分】 4 以上 (50 歳以上は区分 3 以上)
共同生活介護	知的障害者、精神障害者を対象に夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、食事、排せつ等の介護等を行います。 【区分】 2 以上
共同生活援助	介護は必要とせず、就労しているまたは自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害者、精神障害者を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

### 【現状と課題】

- 平成 23 年度末までに、法内事業に移行することとなっていますが、区内入所施設は全て未移行となっており、施設入所支援を利用している方の伸びは少ない状況です。  
これは、利用者の障害程度区分が不明のため、移行先の選択が難しいことなどがあげられるため、区と入所施設が連携し、移行を進めていく必要があります。
- 共同生活援助・介護（グループホーム・ケアホーム）は、入所者・入院者の地域移行を進めるとともに、家族から離れ自立した生活を送るためにも重要なサービスであり、必要な基盤整備を進めてきました。
- 区内のグループホーム・ケアホームは、区や都の実施する整備促進策などによ

り整備を行ってきましたが、平成 23 年度の目標を達成するためには、さらに整備を進める必要があります。

- グループホーム・ケアホームでは、比較的障害の重い方の対応が十分でないことや、利用に不安を感じる方も多いことから、サービスの質を高める取り組みや体験利用の仕組みを整え、円滑に利用できるようにする必要があります。

### 【算定の考え方】

- 平成 23 年度末までに、すべての入所施設が法内事業に移行し、また、23 年度末までに、17 年度の施設入所者のうちの 1 割が地域移行するものとして、施設入所支援を見込んでいます。
- 平成 18 年 4 月からの実績をもとに、入所・入院者の地域移行による伸びを見込みながら、共同生活介護・援助の必要量を見込みました。
- グループホームの機能拡充や居住支援により、グループホームから一般住宅への移行も見込んでいます。

### 【サービス見込み量】

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
施設入所支援	人/月	120	200	430
共同生活介護	人/月	100	115	125
共同生活援助	人/月	125	140	160

### 【確保のための方策】

- 区内入所施設に対し、23 年度末までに円滑に法内事業移行できるよう連携をとっていきます。
- グループホーム・ケアホームの整備について、整備費の加算補助を行うことで、入所者・退院者の地域移行をも見込んだ整備を進めます。
- 利用者については、引続き家賃補助の実施や体験的に利用することにより、円滑に移行できる体制を整えていきます。
- 比較的重度の方への対応を可能とするために、ケアホームを支援する仕組みを整備していきます。
- また、グループホーム・ケアホームから、地域の一般住宅での暮らしを進めるために、相談支援の充実や居住支援の仕組みを整備していきます。

### (3) 日中活動系サービス

#### 【サービスの内容】

サービス	内 容
療養介護	<p>病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。</p> <p>【区分】 6以上（気管切開を伴う呼吸管理） 5以上（筋ジストロフィー患者または重症心身障害者）</p>
生活介護	<p>常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。</p> <p>【区分】 3以上(50歳以上は2以上)</p>
自立訓練 (機能訓練)	<p>有期限のプログラムに基づき、入所施設・病院を退所・退院した方、特別支援学校を卒業した方に、地域生活を営む上で必要な身体機能・生活能力の維持・向上のための支援を行います。</p>
自立訓練 (生活訓練)	<p>有期限のプログラムに基づき入所施設・病院を退所・退院した方、特別支援学校を卒業した方に、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上のための支援を行います。</p> <p>【宿泊型】 就労している方等を対象に、帰宅後に訓練を行うため、一定期間居住の場を提供するもの</p>
就労移行支援	<p>有期限のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のため必要な訓練等を行います。</p>
就労継続支援 A型	<p>利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p>
就労継続支援 B型	<p>一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を提供し、雇用への移行支援等を行います。</p>

#### 【現状と課題】

- 平成19年度末までに、区内民間通所施設の1/3が法内事業体系に移行しており、その中で、就労継続支援B型事業への移行が進んでいます。利用実績もほぼ計画通りの利用実績となっています。
- 就労移行支援事業所も着実に増えており、知的障害者の就労実績向上に大きくその機能を発揮しています。一方、区内に精神障害者の就労移行支援事業所がないため、その機能を練馬区障害者就労促進協会や就労継続B型支援事業所が担っている現状があり、利用者のニーズや区全体の施設体系に照らして、法内事業移

行を図る必要があります。

- 引き続き、退所者、退院者の地域生活を支えるため、日中活動の場の整備を行う必要がありますが、円滑な地域移行のためには機能訓練、生活訓練の機能充実や日中の居場所機能が必要であり、事業者等に働きかけていく必要があります。  
日中の居場所機能についても、就労継続支援B型事業所が担っている状況があります。
- 小規模作業所等で法内事業に移行していない事業所については、利用者の確保、施設規模、移行準備の煩雑さ等さまざまな課題を抱えている状況があります。  
現在通所中の利用者の意向をも十分に踏まえながら、円滑に法内事業移行が進むように、区と事業者が十分に連携を取っていく必要があります。
- また、発達障害者、高次脳機能障害者の各相談窓口での相談件数は増加している傾向にありますが、障害特性に対応したサービスが少ないなど課題があります。

### 【算定の考え方】

- 平成23年度末までに、すべての施設が法内事業に移行することと、平成18年4月からの利用の伸び、また、退所者、退院者の地域移行や特別支援学校の卒業生の状況等から見込みました。
- 区内事業者や区立施設の移行計画、入所施設が今後行う日中活動サービスの状況等勘案しています。

### 【サービス見込み量】

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
療養介護	人/月	7	7	8
生活介護	人/月	400	450	751
自立訓練（機能訓練）	人/月	4	4	14
自立訓練（生活訓練）	人/月	18	24	30
就労移行支援	人/月	80	115	156
就労継続支援A型	人/月	28	30	30
就労継続支援B型	人/月	600	640	750

### 【確保のための方策】

- 不足するサービスや未移行事業所の移行にあたっては、円滑な移行を進めていきます。
- 区内入所施設と連携しながら、施設が行う日中活動の利用が円滑に行えるよう

に、条件整備等を行っていきます。

- それぞれの事業の機能充実のための研修会実施等の取り組みを行い、サービスの向上を図ります。
- サービス向上の取り組みの一環として、利用者工賃の増額について、就労支援ネットワーク会議での検討を踏まえながら、取り組んでいきます。

#### (4) サービス利用計画作成

#### 【サービスの内容】

サービス	内 容
相談支援事業	障害者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。 自らサービス利用の調整が困難な方に対し、サービスが適切に利用できるように、サービス利用計画を作成し、サービス利用の調整等を行います。

#### 【現状と課題】

- 平成 18 年度、19 年度は、サービス利用計画作成の実績はありません。これは、対象となる方が限定されていたり、サービスの支給決定後に計画を作成するという仕組みとなっていることから、利用しにくい制度となっていることが考えられます。
- しかし、障害者の地域生活を支えていくためには、その方のニーズに合わせ、さまざまなサービスを組み合わせることが重要であり、特に、入所施設や精神科病院からの移行時、生活環境が大きく変わる節目の時期などでは重要度は一層高まります。
- 相談支援事業の充実を図るために、障害者地域自立支援協議会の活用やケアマネジメント体制の整備、ケアマネジメントを担う人材の確保と育成が必要です。

#### 【算定の考え方】

- 入所者、退院者の地域移行や今後の整備状況等を見込んで算定しました。

#### 【サービス見込み量】

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
サービス利用計画作成	人/月	2	6	20

### 【確保のための方策】

- サービス利用計画作成について、その周知に力を入れるとともに、指定相談支援事業所に対しても積極的な活用を行うよう、働きかけます。
- 障害者地域自立支援協議会を通じて、相談支援の質の向上や地域の事業者等との結びつきを強化し、ケアマネジメント体制の整備を図っていきます。
- ケアマネジメントを担う人材の確保と育成のための取り組みを行っていきます。

サービス供給見込み量の総括表

【障害福祉サービス】

サービス名		21年度	22年度	23年度	
居宅系サービス	居宅介護	人/月	620	660	720
		時間/月	14,260	15,180	16,560
	重度訪問介護	人/月	103	105	107
		時間/月	35,020	35,700	36,380
	行動援護	人/月	2	2	4
		時間/月	60	60	120
	重度障害者等包括支援	人/月	2	2	2
		時間/月	868	868	868
	短期入所	人/月	103	114	125
		日数/月	845	935	1,025
	児童デイサービス	人/月	110	120	120
		日数/月	660	720	720
居住系	施設入所支援	人/月	120	200	430
	共同生活介護	人/月	100	115	125
	共同生活援助	人/月	125	140	160
日中活動系サービス	療養介護	人/月	7	7	8
	生活介護	人/月	400	450	751
	自立訓練(機能訓練)	人/月	4	4	14
	自立訓練(生活訓練)	人/月	18	24	30
	就労移行支援	人/月	80	115	156
	就労継続支援A型	人/月	28	30	30
	就労継続支援B型	人/月	600	640	750
相談支援 (サービス利用計画作成)	人/月	2	6	20	

※ 2段表示のものは、上段が利用者数、下段が1か月あたりの利用量を表しています。